

令和 3 年 3 月 2 3 日

総 務 文 教 委 員 会

阿久根市議会

1 会 議 名 総務文教委員会

2 日 時 令和3年3月23日（火） 13時47分開会
14時43分閉会

3 場 所 第2委員会室

4 出席委員 濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、白石純一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
濱之上大成委員、野畑直委員

5 傍 聴 者 濱門明典議員、外3名

6 事務局職員 議事係長 牟田 昇

7 説 明 員
・市民環境課
課 長 牧尾 浩一 君 係 長 大野 勇人 君

8 会議に付した事件
・陳情第1号 田代地区の風力発電施設建設計画の中止を求める陳情
・陳情第2号 巨大な風力発電計画に関する陳情書

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○陳情第1号 田代地区の風力発電施設建設計画の中止を求める陳情

○陳情第2号 巨大な風力発電計画に関する陳情書

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

去る3月1日の総務文教委員会で審査を行い、継続審査となりました陳情第1号及び陳情第2号の件につきまして、先日、白石委員より、審査の方法について御意見がありました。

そこで、その内容を白石委員より発言していただきますのでよろしく願いいたします。

白石純一委員

ありがとうございます。本会議終了後、お集まりいただきありがとうございます。

3月1日の前回の委員会で、継続審査ということを決めました。確かにそのときは、じっくり時間をかけて、事業者の話、また現地を見ること、そして陳情者を含む市民の意見も聞くことなど、時間をかけてやるべきだということで意見がまとまった。私ももちろん、それには賛成です。ただしその後、したがいまして6月議会の最終日まで結論を出せばいいのかなという思いでおりましたが、その後、私が一般質問する中で調べてみたところ、阿久根市が県知事を通して、事業者あるいは国になるんでしょうか、立地自治体として意見を述べる期限が4月28日という答弁がございました。これを聞いてですね、しかもこれが、市が意見を述べる最後の機会ということでしたので、市が意見を出す4月28日までに市民の代表としての議会は、何らかの意思表示をしたほうがいいのではないかなと。市もそのほうが、議会の意見を受けてやるほうがやりやすいのかなとも思いまして、残りひと月くらいですけれども、時間的には大変厳しいですけれども、事業者を呼びかつ、現場を見て、陳情者、ほかの市民の意見も聞き、委員会としての結論を出し、できれば臨時議会等で議会としての意見を表明することで、4月28日に市が意見を出しやすくなるのではないかなと思った次第です。そこで、まず私の4月28日という期限、そしてどういう内容で求められているのか。そういうことも所管課にまず、できれば、今日ちょっと簡単でいいので説明をいただけないかなと思っております。以上です。

濱田洋一委員長

白石委員のほうから、本日の総務文教委員会の開催を希望する経緯と、それから御意見をいただきました。ほかの委員の方々からありますか。

濱之上大成委員

今の意見に理解するところですけどもね、例えば504号の中でも、環境の影響調査等も2年くらいかかって、そして例えばですよ、そしてその調査をしたやつを、今、白石委員がおっしゃったように、僕の想像ではですね、環境の影響調査をし、そしてその判断の中においてですね、市が県に出し、県から国に出して、それから結局状況を見た上でですね、オーケーが出るか出ないか別として、それから施設の設計とか、それが出てきて、最終的には私たちが議論できるのかなというふうに私も思っていましたので。今、白石委員がおっしゃったような現状をですね、もし聞けるのであれば私もそのほうがいいのかなと。ただ僕も4月28日ということも聞きましたので、気にはなっているところなんです。ただ単に、すぐとかいう状況じゃないようなふうな気もするもので、もしよければ流れを、もしよければ担当の方に聞

いてもらいたい。それから追伸ですがね、結局賛否を議論してるこの原発の問題もあるわけですから、それは本当に代替エネルギーが必要だということは、もちろん私たちも分っている上です、この環境の影響調査というのは非常に大事な問題であろうと、そういうふうに思っています。まだまだ時間もかかりますし、私どもは、その4月28日までは、近隣地ですね、その先駆者となってる風力発電所を見るなり、意見等も聞いて回りたいなあとは個人的にも思っている一人です。だから白石委員の意見には賛同したいと思います。

竹原信一委員

今日は、執行部とかに何か話をしてあるんですか。

[発言するものあり]

執行部とかに何か話をしてあるんだったら、もうさっそく聞いてみていいんじゃないですか。

白石純一委員

私、今日ですね、もしこういうことで呼ぶことになれば準備はできるのかということは打診をしたら、それはできるという、できないということではなかったと思います。

竹之内和満委員

まずはその行政のほう、ぜひ議会のほうの意見を出してくれと言われているのか、それともあったほうがいいのかと、その程度なのか、そういうのも所管課を呼んだら分かるということなんでしょうかね。

[発言するものあり]

濱田洋一委員長

すみません、発言されるときには挙手をしてからお願いします。

白石純一委員

今、竹之内委員がおっしゃられたことも、聞いてみてもいいんじゃないかと思います。

竹之内和満委員

それを含めた上で、判断したいかなというふうに個人的に思います。

野畑直委員

今、今日の議会で、継続審査ということではっきりと決まって進めていくんですが、今、我々総務文教委員会に付託ということで、この審査をしていくと。その中で、4月28日という期限をもって、これから委員会の結論を出し、必要なことは委員会として私は現地調査も必要だろうと思っているし、参考人調査も必要だと思っております。その中で、臨時会という話もありましたけれども、その日程的に4月28日に持っていくことが可能かどうかというのもよく考えていかないと、なかなか難しいのかな、日程的にというところもあります。と申しますのは、総務文教委員会の結論だけで、もちろん市の執行部のほうに意見書として出す訳ではありませんので、議会の議決事項ですので、その辺を日程的に、これから急いでやっていくことが大事だと思いますけれども、その辺を委員長に一任して、いつも一任しておりますけれども、参考人招致とか、現地調査については我々でできますけれど、そこら辺の日程的なものも考えながら、進めていかなければならないのではないかと考えております。

牟田学委員

一番疑問があるのが、その4月の28日までに、期限までに阿久根市役所の意見書を提出という話ですけれども、まだまだ環境調査に関してはですね、ここ何か月で済むような話じゃないと思うんですよ。だから、環境調査が終わって、立地開発の準備に入ったりとかあるんですが、今、白石委員が言われた、4月28日が期限というよう話ですけれども、そこ辺りは

ですね、もし執行部が出てくるのであれば、そこ辺りをちょっと確認したいなど、あまりにも早いからと思うんですね。まだまだ環境調査は続くと思いますけど。だからその4月28日がどうなのか、そこ辺りはもし執行部が出てくるのであれば、確認しとったほうがいいのかなあというふうに思います。

濱之上大成委員

聞きたかったのはな、今、牟田委員がおっしゃったようにな、執行部が4月28日までに議会の意見を聞くとか、そういうのじゃないと思うんですが、段取りがどんなふうになってるかだけでもちょっと聞かしてもらいたいの、できるのであればですよ、今な、その日程も作っていけるので。

濱崎國治委員

先ほども出たようにですね、4月28日までに県に意見書を出すということを求められているということなんでしょう。どういう意見書を求められているのかですね、内容的な。それが環境調査を今からするということでしょう。それなのにどういふようなのを県に提出せないかんのかですね。それによっては我々としても、現地調査をしたりとか、参考人を呼んだりとかですね、議会としての意見の統一をせないかんということになってくると思うんですね。

白石純一委員

今の疑問も、確かによく分かる疑問であります。私の理解ですけれども、環境影響評価準備書というのが縦覧されました。去年の12月のことです。千数ページにわたるものでした。私はざっとですけれども目を通しました。その要約版もございまして、それはほとんど目を通しました。千何ページもある、つまり環境影響評価準備書でかなりの環境についての調査が行われております。それに対して住民の意見を求め、意見書という形で事業者に対して市民から意見が出されました。その市民の意見を事業者がまとめて、その事業者の見解と同時に県に意見を求めることに、環境影響評価法としてなりました。そして県は市に、立地自治体として意見を求めてきております。その内容については詳しく、できれば所管課を呼んで聞いていただければと思いますけれども、そういった流れで、ほぼこの意見、先ほども申しましたように、市が意見をする最後のチャンスですので、それを受けて環境影響評価に移る、最終版を作るということです。そこには市民や市から意見を言うことはできないという流れだと私は理解しておりますので、その辺りも所管課にちょっと確認したいと思います。

濱之上大成委員

時間が過ぎるだけでな、今事務局から連絡を取って、その流れだけでも教えてもらえないだろうかというのはでけんかな、委員長から。

濱田洋一委員長

それでは、各委員からそれぞれ御意見をいただきました。今回、4月28日を最終とした中で意見書を県のほうに提出されたいという旨の執行部からの答弁があったわけですが、皆さんの御意見をまとめますと、本日のうちに、執行部の所管課のほうより、どういった意見書を求められているのか。また、どういった流れで進めようとしているのか等を説明いただき、それに対して、執行部に対して質問をしていただくというような流れでよろしいですか。

牟田学委員

いいですけれども、その執行部が準備ができればの話ですよ。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:02～14:08)

(市民環境課入室)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

陳情第1号、並びに第2号につきまして、所管課であります市民環境課のほうに来ていただきましたので、この陳情に関する執行部としての、陳情がですね、継続審査となりました。それに伴いまして、先般の市の答弁の中で、県に対する市の意見書として、どのようなことを求められているのか、またどのような内容での意見書を提出されるのかということで、そういった経緯とか流れをですね、教えていただきたいということでありますので、そのことにつきまして所管課のほうから流れ、もしくは県からどのような内容であるというようなことをお話しいただければと思いますので、一つよろしく願いいたします。

牧尾市民環境課長

お答えいたします。3月2日に県のほうから意見照会が発出されております。これに伴いまして、回答期限が本会議でもお答えいたしましたけれども、4月28日までに回答するようになってます。内容といたしましては、県から求めていますのが、貴職に、すなわち市ですけれども、環境の保全の見地から意見を求めるといったような、そういった大まかな内容でございます。したがって、

濱之上大成委員

すいません、もうちょっとゆっくり、高齢なので、メモができない。

牧尾市民環境課長

貴職に、すなわち阿久根市に対して、環境の保全の見地からの意見を求めますということです。これは環境影響評価法、第20条の第2項の規定に基づく手続の一つであります。今、この申し上げました環境影響評価の手続については、御承知のとおり、配慮書から始まって、今、第3段階の準備書、配慮書、方法書、準備書第3段階でございます。ただし、この縦覧はもうすでに終わっておりますけれども、市の環境の見地からの意見を述べる機会というのは、最終的な段階でございます。この意見を基に県は国に回答する、国は事業者に対して事業の進め方についての意見を述べるという流れになろうかと思います。今回の12月に、縦覧に付されました住民からの意見も相当集まってるようでございまして、百数十名からの意見があったように伺っております。それに対しまして、一つ一つ、事業者の見解を示されているわけですが、この住民の意見と事業者の意見に対する見解というのが、目にする機会というのが、次の最終の段階、評価書の作成の際に、評価書の中で前回の準備書はこういう状況でしたということで、事業者から示されるものと理解しております。そういった流れの中で、今回、4月28日という期限のもとに、市としては環境の保全の見地からの意見を県に対して出す訳ですが、本会議でも私、申し述べましたとおり、これまで住民の方々、今、審議されております陳情等も出されております。そういったことを無視はできないというふうに私は考えておりますので、ただこの場で、こういった回答を県に出すというのは、もちろん決裁を経たのちに市の意見として出す訳ですので、その決裁の手続の中で関係課の意見も当然聞きながら、文面も修正することになろうかと思いますので、この場で私の一人の個人の考えでどういうことになるというのはまだ時期尚早というふうに考えますので、は

つきりは、具体的にはまだ申し上げられませんが、先ほども述べましたとおり、繰り返しになりますが。この間の住民の皆様からの貴重な御意見を重く受け止めて、それを決して無視することのない上での環境の保全ということで文書も作って、県に対しての回答をしていきたいというふうに考えております。大まかに言うとそういった流れになります。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたが、皆様方のお手元にお配りしてあります、フロー図のとおりということですが、最終的な意見書ということで、環境の保全の見地からの意見書を求めるというような内容であるということでございます。今の説明をお聞きしまして、委員の方々から何かありますか。

竹原信一委員

どこのやつでも仕事のやり方としてですね、ゼロから作ってそれをやるということではなくてですね、以前使ったような様式、あるいはその文書なんかを参考にしながら作っていくはずなんですけど、今回、参考にするようなものがどっかにありますか。

牧尾市民環境課長

参考にと言いますか、一連の手続の中で、最初は配慮書、方法書、それに続く第3段階の準備書ですので、この間も、主としての環境の見地からの意見書は県に対して述べてきてるところでございます。その内容といたしましては、例えば最初の配慮書においては、騒音規制法及び鹿児島県公害防止条例に該当する特定建設作業届出が必要な場合は、内容を届け出ることなど、そういったことで、環境保全上配慮すべき観点から県に回答しておりますし、もちろん関係法令に基づき、主としての意見を述べるわけですが、そのひな形というのは特にあるわけではありません。

竹原信一委員

今、その配慮書、方法書の段階を過ぎているわけでしょ。そして、ここで関係市町から知事へというのは2回過ぎてますよね。それは見せてもらえないですか。

牧尾市民環境課長

市が出した文書ということでしょうか。それは所定の手続の下で、この場でお出しするのが適切かというのがグレーなところなんです。

竹原信一委員

じゃあ、委員長のほうで、これを請求をしていただきたいと思います。以上です。

濱田洋一委員長

今ですね、竹原委員からその前回提出されている意見書を提出してほしいということでありましたが、そこはまた執行部側と私のほうで協議をさせていただいてということでしょうか。

竹原信一委員

お願いします。

濱崎國治委員

ちょっとこのフロー図の確認したいんですが、今、地方自治体ということで、一番上から配慮書それから評価方法書、そして準備書のところに最終的にここにある都道府県知事と市長村長の意見照会ということで、この意見が4月28日ということで確認しているんですね。

牧尾市民環境課長

はい、そのとおりでございます。

濱崎國治委員

その内容として、先ほどおっしゃったように、環境保全の見地からの意見を4月28日まで提出するということですね。

牧尾市民環境課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

竹之内和満委員

この意見書を作るときに、議会の何らかの決議があったほうが行政としてはよろしいんでしょうか。

牧尾市民環境課長

理想論を申し上げれば、議会の一定の方向性というのが陳情も出されてることで、今、まさに審議がなされてるわけですので、それに対してどういう議会の方針だということを踏まえた上で、回答というのは理想的ではあると思います。ただし、市としての今回求められているのは、意見照会でありまして、それも環境保全の見地からということでございます。その中に、住民の皆様方の御意見をどういうふうに踏まえた上で、回答していくかというのは検討の余地があるかと思いますが、議会の方針に基づいてということではないと思います。ただ、繰り返しになりますが、もちろん議会の皆様方も阿久根市民の皆様ですので、それはもちろん、阿久根市一体的にどういう方針だというのはある程度の方針の下で進めていくのが一番理想的ではあるかと思います。

竹之内和満委員

ということは、議会が何らかの決議をしても、全く参考にされない場合もあり得るということですかね。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおり、残念ながらと言いますか、言葉が適切か分かりませんが、理想では先ほど申しあげましたそういった流れが理想かと思いますが、一方ではそれが必ずしも反映できるものではないというのも事実のことでございます。

濱崎國治委員

ここに明確にしてあるように、阿久根市の地方公共団体の意見を求めるんじゃなくて、市町村長と明確にしてありますので、市長の意見を求めるということですよ。それからすれば、先ほどから意見がありますとおり、一般意見も踏まえながら、一般意見とすれば市民の代表である市議会の意見というのもあったほうがベター、市長のそういう意見の参考にするためにはあったほうがいいというそういうことになりますかね。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおり求められているのは市長に対してでございます。市長部局であるもちろん我々も一緒になって考えるわけですが、その判断材料にはなろうかというふうに考えます。以上です。

すみません、先ほどの議論の中で一部補足させていただきますけれども、この手続において、縦覧に都度、付されるわけですが、そのときに得た住民からの意見、それと事業者からの意見に対する見解というのは、次の段階で公表されます、縦覧書の中に。したがって、今回の準備書の内容は、次の評価書で示されるわけですが、これまでの配慮書、方法書についてはそれぞれ次の段階で前回、配慮書についてはこうでしたということが方法書で、方法書はこうでしたというのが準備書で示されてきております。以上、補足です。

白石純一委員

その配慮書並びに方法書に出ている、市民の意見が出ているということですか。

牧尾市民環境課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

白石純一委員

それは配慮書、方法書は現在の事業者のホームページ等では見ることはできますか。

牧尾市民環境課長

私どもが今、準備書を持っておりますけれども、それには前回の方法書のものが記載されておりますが、ホームページ等で過去の情報を発信しているかどうかはちょっと確認できておりません。

白石純一委員

議会として必要であればですね、そういった内容もぜひ拝見したいですし、またこの準備書に基づいて出された意見書、そして事業者の見解というのは、次の段階の評価書に掲載されるわけですが、現在それは、事業者から県を通じて市にも来ているものということでしょうか。

牧尾市民環境課長

ただいまの質問のとおり、前回の準備書の内容については、概要という形で私どもいただいております。

白石純一委員

事業所に対する市民の意見、それに対する事業者の見解。これについては市が、公文書として持っておられるわけですから、市民による情報開示請求では開示、もちろん出せないところはあるんでしょうけれども、そこは黒塗りになるのかもしれませんが、開示できるものという理解でよろしいですね。

牧尾市民環境課長

今、実は、そのまさしく情報開示について、果たしてどの程度できるものかというのを事業者で書面で照会をしているところでございます。ただし、もし仮に事業者から、ちょっと期限は忘れましたけれども、その回答次第では、阿久根市の条例に基づいて情報公開の手続をとることになりますので、その前段階として今事業者にどこまで開示できますかということとを照会と、そういった段階でございます。

白石純一委員

ちょっと別のと言うか、トピックが変わりますけれども、今回一番右の、このフロー図で一番右に当たります地方自治体の3つ目で関係市町村長から意見が知事に出される。これは環境保全の見地についての意見だということですが、これが終了後には実際に最終版の評価書が作成されるわけですが、今後は市として全く事業に対して意見を言う機会はないという理解でよろしいですか。

牧尾市民環境課長

環境アセス、すなわち環境影響評価法の手続のもとでは、今回が市として意見を述べる最後の機会です。

白石純一委員

それ以外に市が、事業者、県、国に意見を述べられる機会、方法というものはあるでしょうか。

牧尾市民環境課長

特に環境の分野からでいけば、今後については、今、私の記憶するところでは機会がないという認識でございます。環境においては。

白石純一委員

環境に基づかない意見ということは言えるかどうかというのは把握されていますか。

牧尾市民環境課長

環境以外の分でというのは、実際のところ、今、私、認識しておりません。しかしながら、環境とひと口に言いましても、かなり多岐にわたる広い分野だと感じております。住民の皆さんの生活環境、そういったこともあります。水もあります、生態系のこともあります、振動のこともあります。様々な見地からの環境というふうに捉えております。また、阿久根市ばかりではなく、関連する自治体、幾つかの複数の自治体にわたって事業計画が出されておりますので、阿久根市同様に他自治体でもこのような様々な議論がなされ、あるいは住民の皆さんからの、団体の皆さんからの陳情等もそれぞれの議会等に提出がなされているというふうに私も伺っております。その中で県が取りまとめ、そして国がどういうふうに判断をするかということになろうかというふうに思っております。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方々からございませんか。

濱之上大成委員

つまり、4月28日までに私たちはばったばったと考えるいかんというこっじゃね。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

発言される場合は挙手をお願いします。

濱之上大成委員

私が言ってるのはな、最終的には市長なんだけど、私はこういった陳情をいただいて、やり取りをできるのが4月28日までなんだねという意味なんです、いかがですか。

牧尾市民環境課長

今の質問の趣旨は十分理解した上でお答えさせていただきますが、4月28日と申しまして、やはり決裁にはそれ相応の時間も要します。私どもの所管する市民環境課だけの考えだけではなく、先ほど申し上げましたけれども、手続の中で関連する課等に合い議を回し、そして副市長、市長まで決裁をいただきますので、その過程において、場合によっては議会の皆さんからの一定の方針が示されるのであれば、それは十分に検討の材料には値するのかというふうに考えております。

濱之上大成委員

おおよそ分かりました。つまり4月28日とおっしゃったんだけど、正確には4月15日ごろまでにはやり終えということと理解していいかな。

[発言する者あり]

牧尾市民環境課長

具体的な日にちはなかなか申し上げられませんが、おおよそイメージとしてはそういったことになろうかと。

野畑直委員

4月28日と決まっていることはよく分かりますけれども、先ほど、最初申し上げましたとおり、我々は総務文教委員会に付託されたものであって、これから委員会の中で審議をしていくわけですが、執行部だけの問題ではなくて、議会の問題であって、4月28日までに結論を出すには、その前に出さないといけません、その前に議会を開かないとできないということが前提にありますので、そこら辺を、この委員会だけでしたら簡単にいけると思

いますけれども、議会の議決を得ないと出せませんので、日程的にこれから急いでやってもらって、委員長のほうに参考人招致、あるいは現地調査等をどんどんやっていって、それが可能かどうかというスケジュールを立ててもらわないと、ここで4月28日ありきでは私は議論をできないと思いますので、今日、この話をしたばかりですので、早急にそのような段取りをして、それが可能かどうか。議会も執行部があつての話ですので、その辺を委員長のほうに一任して、なるべく早くできるような形をとってもらえればと思います。

竹原信一委員

執行部は帰ってもらってよろしいんじゃないですか。

濱田洋一委員長

もう質問はよかったですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

どうもありがとうございました。

(市民環境課退室)

濱田洋一委員長

それでは今、所管課のほうから流れ、フロー図につきましていろいろ御説明いただき、また皆さんのほうから御質問いただきました。そういった中で、4月の28日、関係市町村長がですね、行政の長が都道府県に環境保全の見地からの意見を提出されると。それが最終日が4月28日ということでもありますけれども、我々議会としましては、先ほど野畑委員からもありましたとおり、総務文教委員会でも一定の方向性を出した中で、臨時議会もしくは議会を開いた中でですね、そこで決定していくという方向になろうかということは皆さんも御理解のことだと思います、そういった中でですね、先ほど来、執行部の所管課長からもありましたとおり、議会の意見、考え方というのも阿久根市民の一人として、また議会としての御意見もあればありがたいなあというような話もありましたが、基本的には市町村長が県に対して、環境保全の見地から意見ということでもあります。そういった中で、今後の進め方ということでもあります、先ほど最後のほうに、野畑委員のほうから提案をいただきました、今後、審査の方法ということでもあります、いろんなことがあろうかと思います。まず初めに、立地事業者ですね、計画されている事業者の説明なり考え方をお伺いすると、来ていただいて質疑等も行うということが一つ。それから、陳情していただいておりますそれぞれの団体の方からの御意見等も必要な場合は参考人として来ていただいて、お聞かせいただくということもあろうかと思います。そして、また総務文教委員会としてやはり、現地を確認した中で判断をいただく材料にしていきたい。また、現地確認をしていただきたいというふうにも思っております。そういうるるいろんな行事、スケジュールを組んでいかなければなりませんので、ここは私と事務局のほう、それからまた副委員長もいらっしゃいますので、副委員長、我々協議した中で速やかに、なるべく可能な範囲でですね、何らかの形づくりをしていきたいなあというふうに思いますので、そのことについて、皆さんどうでしょうか。

[「いいですよ」と呼ぶ者あり]

竹原信一委員

今の感じでどんどん進めていかないと間に合わないと思います。そこで最初、途中で申し上げました、まず阿久根市が出した意見、最初のやつですね、それから次の2回目の方法書のときのやつ、それから県知事からどういう照会文書が来たのか、それをまず早急に取り寄

せていただいて、今回出す意見書の中身を詰めるわけですから、今回の私たちがやることは。そこに集中していかなきゃいかんと思います。まず、資料を寄せて、次の段取りに入っていたきたいと思います。

牟田学委員

今、執行部の説明の中で、早くても来月の15日くらいまではいろいろしとかないかんという話でありました。私はですね、まず事業者の話をちょっと聞きたいと思ってるんですよ。もし、参考人招致をしていただけるのであれば、まず事業者の考え方、そこ辺りをちゃんと聞いてですね、それから現地を見たり、陳情の審査に入っていく方がいいのかなと、そのように思います。

濱之上大成委員

おおよそ大体、委員長が各委員からの意見等は聞かれたと思うんですよ。だから今一番大事なのは、今、野畑委員がおっしゃたように逆算してな、いつまでにというのが出てきますよね、日程的に。それをまず確認した上で、今までの御意見に沿うて、速やかにやっていただきたいというのが希望です。

白石純一委員

私も大まかな流れとしては、委員長の御意見を尊重します。あと、まずやらなければいけないことは、牟田委員もおっしゃられたようにまずは、事業者を参考人として呼んで説明をしていただき、質問を行うと。先ほども言いましたように、他の議会ではすでに行われているようですので、阿久根市も早急にそれをしていただき、その後、また早急に現地を見て、その後ですね、現地を見てどういうところに計画されているのか。その後に、それを見たほうが陳情者の方、あるいは市民の参考人の意見も分りやすいと思いますので、それを早急に進めてですね、確かに市町村長に意見は求められておりますけれども、市長は市民の意見を無視することはできませんので、市民の代表としての議会が、できれば市民からの陳情は重く受け止めて、市長が意見を述べられる前に、できれば意思表示をするということが望ましい。本来の在り方だと思います。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、今、各委員の皆様方から貴重な意見をいただきました。そして、私も先ほど述べましたとおり、スムーズですね、今回の継続事項になりましたことにつきましてですね、スムーズな対応をできる限り行いますが、ただ、相手もあることですので、そこら辺は御了承いただきたいと思いますが、そのような流れということでよろしいでしょうか。

〔「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり〕

濱崎國治委員

当然、こういう陳情書というのは市長にも行ってるんですよ。

濱田洋一委員長

陳情書のほうは行ってますね。

以上で、総務文教委員会を散会いたします。

(散 会 14時43分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一